

介護老人保健施設 旭ヶ丘のご案内

『重要事項説明書』

(令和7年4月1日現在)

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 旭ヶ丘
開設年月日 平成11年3月1日
所在地 群馬県伊勢崎市間野谷町135-1
電話番号 0270-70-5111 FAX 0270-70-5115
管理者名 仲本 宗健
介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1052880034号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、ノーマライゼーションの思想のもと医療スタッフ・介護スタッフ・リハビリスタッフにより障害を持った高齢者の方が能力や意欲を回復させ住み慣れた地域と家庭に復帰できるよう支援することを目的とした施設です。また、利用者・ご家族さらには地域の方に理解していただける施設を常に目指し利用者が安心して利用できる療養環境とサービスを提供する施設です。さらに短期入所療養介護・通所リハビリテーションサービス及び介護予防サービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 旭ヶ丘の運営方針]

1. 福祉国家を担う機関として障害を持った高齢者の方が施設内だけでなく地域社会の中で生活できるよう能力と意欲を回復させ社会生活に適用できるように支援する。
2. 在宅介護サービス及び介護予防サービス（通所リハビリ・ショートステイ）をより充実させることにより障害をもった高齢者が家族とともに地域社会の中で生活しながら心身の機能を開発し充実した老後の生活を送れるよう支援する。
3. 利用者が安心して入所できる明るく、家庭的雰囲気作りに努め気軽にくつろげる憩いの場としてご家族の方や地域の方に開かれた施設運営に努める。
4. 利用者が社会復帰できるように関係自治体・地域包括支援センター・各種団体と連携し地域の福祉増進のため積極的な啓蒙活動に取り組む。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜勤	業務内容
医師	1名	2名		利用者の医学的身体管理
看護職員	9名以上		看護・介護にて5名	日常のケア
薬剤師		1名		薬の調剤、管理
介護職員	25名以上		看護・介護にて5名	日常のケア
支援相談員	2名	1名		利用者、家族の相談窓口
理学療法士	7名		施設運営基準に準ずる人数	リハビリテーション
作業療法士	3名			リハビリテーション
言語聴覚士		1名		リハビリテーション
歯科衛生士	1名以上			リハビリテーション

管理栄養士	3名	1名		利用者の栄養管理
介護支援専門員	1名	1名		ケアプラン作成
事務職員	2名			運営管理・保険請求事務

(4) 入所定員数 100名

療養室 (個室…28室 4人室…16室 2人室…4室)

(5) 通所定員 55名

2、サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事 (心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービス及び栄養ケアマネジメント等のサービスの提供を行う。)
 - [朝食] 7時40分～8時30分
 - [昼食] 11時45分～12時45分
 - [夕食] 17時45分～18時45分
 - (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低二回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います。)
- ⑧ 機能訓練 (原則としてリハビリテーション室で行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス (1ヵ月に1回以上実施します)
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑬ 行政手続代行 (介護保険更新申請)
- ⑭ その他

※ 上記サービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3、通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日は毎週月曜日から土曜日 (12月30日から1月3日までを除く) です。

営業時間は午前8時30分から午後5時30分です。ただしご利用者様及び当該居宅サービス計画の作成を担当する介護支援専門員の意向を尊重し提供時間の延長の必要性が認められた場合はこの限りではありません。

4、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

《 協力医療機関 》

名称 伊勢崎佐波医師会病院
住所 群馬県伊勢崎市下植木 481

名称 伊勢崎福島病院
住所 群馬県伊勢崎市鹿島町 556 - 2

《 協力歯科医療機関 》

名称 医) 社団 康寧会 立川歯科医院 伊勢崎診療所
住所 伊勢崎市富塚町 293-3 パレス本丸 104

◆ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5、施設利用にあたっての留意事項

- ・ 特別室（従来型個室）を利用する場合には、予め利用料金等利用者及び扶養者の同意を得た上で特別室（従来型個室）利用同意確認書を提出して頂きます。
- ・ 面会時間は 午前 8 : 30 ~ 午後 8 : 00 です。
- ・ 外出・外泊には、外出・外泊届出書が必要になります。詳しくは、支援相談員または、施設職員にお聞きください。また、外出・外泊については、在宅復帰支援として積極的に取り組んでおります。
- ・ 飲酒は医師の指示のもと可能です。
- ・ 喫煙は原則禁止です。
- ・ 設備・備品の利用について利用者の責に帰すべき事由により設備、備品が破損等した場合弁償していただくことになります。
- ・ 所持品・備品・飲食物等の持ち込み、および現金等、貴重品の持ちこみは原則禁止です。
* 飲食物については、支援相談員にお聞きください。
- ・ 施設での必要品等は、別紙「入所のご案内」を参照してください。
- ・ 外泊時等に施設の許可なく(緊急の場合を除き)他科受診することは、原則禁止です。
- ・ 宗教活動は施設においては禁止です。

6、非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等、防災設備完備
- ・ 防災訓練 昼間・夜間総合訓練、年二回実施

7、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために利用者やご家族様の「営利行為や宗教の勧誘および特定の政治活動」は禁止します。

8、要望及び苦情等の申し出

当施設には、支援相談の専門として支援相談員が勤務していますのでお気軽にご相談ください。 窓口・連絡先 0270-70-5111 (直通 内線番号 103)
要望や苦情については、備え付けの用紙にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることできます。

その他 介護保険相談窓口

群馬県国民健康保険団体連合会 (国保連)	伊勢崎市役所 介護保険課
(連絡先: 027-290-1323)	(連絡先: 0270-24-5111)
前橋市役所 介護保険課	太田市役所 介護サービス課
(連絡先: 0270-224-1111)	(連絡先: 0276-47-1856)
桐生市役所 健康長寿課	みどり市役所 介護高齢課
(連絡先: 0277-46-1111)	(連絡先: 0277-76-2111)
市役所 課	
(連絡先:)	

9、その他

当施設についての詳細は、パンフレット・ホームページを用意してありますのでご請求ください。 <ホームページアドレス <http://www.asahigaoka.or.jp>>

10、個人情報の保護

利用者への説明と納得に基づくサービス提供 (インフォームド・コンセント) や個人情報の保護に積極的に取り組んでおりますので、その取り扱いに関しては、個人情報の

利用目的を定め別紙の介護・看護診療情報の提供および個人情報保護に関するお知らせにて説明し利用者の同意の上で情報提供を行います。

11、利用料金

基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

※当施設は地域区分7級地です。入所、短期入所：1単位 10.14円・通所リハビリ：1単位 10.17円になります。

1. 介護サービス費（単位） ※通所リハビリは7時間以上8時間未満の場合

	入所		短期入所		通所リハビリ
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	
要介護1	788	871	819	902	714
要介護2	863	947	893	979	847
要介護3	928	1014	958	1044	983
要介護4	985	1072	1017	1102	1140
要介護5	1040	1125	1074	1161	1300

2. 介護予防サービス費

	介護予防 短期入所		介護予防 通所リハビリ (利用開始12月経過)
	従来型個室	多床室	
要支援 1	632	672	2268/月 (2033/月)
要支援 2	778	834	4228/月 (3959/月)

<入所>

1. 入所における各加算

- *介護職員等处遇改善加算として、1ヶ月の総単位数に乗じた単位（7.5%）が加算されます。
- *栄養マネジメント強化加算として説明を受けて同意した日から1日あたり11単位加算されます。
- *夜勤体制加算として1日あたり24単位加算されます。
- *サービス提供強化加算（I）として1日あたり22単位加算されます。
- *初期加算として（入所後30日以内）1日あたり30単位または60単位加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日あたり51単位加算されます。
- *短期集中リハビリテーション実施加算（入所後3ヶ月以内）として実施日に1日あたり258単位加算されます。
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算（入所後3ヶ月以内）として実施日に1日あたり240単位または120単位加算されます。
- *認知症専門ケア加算として、1日あたり3単位または4単位加算されます。
- *認知症チームケア推進加算として1月あたり120単位または150単位加算されます。
- *外泊された場合1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定します。まお外泊時に当施設の在宅サービスを利用した場合には1月に6日を限度として800単位を算定します。
- *入所日前後に居宅を訪問した場合、入所前後訪問指導加算として1回あたり450単位または480単位が加算されます。

- *退所時栄養情報連携加算として、1回あたり70単位が加算されます。
 - *再入所時栄養連携加算として1回あたり200単位加算されます。
 - *退所時に退所後の在宅生活での指導を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ・退所時情報提供加算 I 500 単位 II 250 単位・試行的退所時指導加算 400 単位
 - ・入退所前連携加算 I 600 単位 II 400 単位 ・訪問看護指示加算 300 単位
 - *科学的介護推進体制加算として、1月あたり60単位が加算されます。
 - *リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、1月あたり53単位加算されます。
 - *安全対策体制加算（入所中1回を限度）として20単位加算されます。
 - *自立支援促進加算として、1月あたり300単位加算されます。
 - *経口移行加算として1日あたり28単位加算されます。
 - *経口維持加算として1月あたり400単位または100単位加算されます。
 - *口腔衛生管理加算として1月あたり90単位または110単位加算されます。
 - *療養食加算として1食あたり6単位加算されます。
 - *褥瘡マネジメント加算として1月あたり3単位または13単位加算されます。
 - *排泄支援加算として1月あたり10単位または15単位または20単位加算されます。
 - *かかりつけ医連携薬剤調整加算として1回あたりI（イ）140単位（ロ）70単位II 240単位III 100単位が加算されます。
 - *若年性認知症入所者受入加算として1日あたり120単位加算されます。
 - *所定疾患施設療養加算として1日あたり239単位または480単位加算されます。
 - *緊急時治療管理として1月に3日を限度として1回あたり518単位加算されます。
 - *特定治療として医療行為算定額の10%加算されます。
 - *認知症行動・心理症状緊急対応加算として1日あたり200単位加算されます。
 - *ターミナルケア加算として死亡日（1900単位/日）、死亡日前日、前々日（910単位/日）死亡日以前4～30日（160単位/日）31～45日（72単位/日）加算されます。
 - *生産性向上推進体制加算として1月あたり100単位または10単位加算されます。
 - *療養体制維持特別加算として1月あたり57単位または27単位加算されます。
 - *協力医療機関連携加算として1月あたり100単位または50単位または5単位加算されます。
 - *高齢者施設等感染対策向上加算として1月あたり10単位または5単位加算されます。
 - *新興感染症等施設療養費として1月に5日を限度に1日あたり240単位加算されます。
2. 食費 <入所および短期入所共通>
- 朝食 590 円 昼食 680 円 夕食 680 円 (1日当 1,950 円)
- ◆ 但し、市町村が発行する介護保険負担限度額認定証を提示することにより、認定証に記載された食費の負担限度額がお支払いいただく食費となります。
3. 居住費・滞在費 <入所および短期入所共通>
- <療養室の利用費 : 1日当たり>
- | | |
|-------|---------|
| 従来型個室 | 1,728 円 |
| 多床室 | 590 円 |
- ◆ 但し、市町村が発行する介護保険負担限度額認定証を提示することにより、認定証に記載された居住費の負担限度額がお支払いいただく居住費となります。
4. 特別な室料 <入所および短期入所共通>
- 特別室 2,810 円（1日当・消費税別） 別途同意書を提出していただきます。
- 個室 1,810 円（1日当・消費税別） 別途同意書を提出していただきます。
5. 持ち込み家電品 電気使用代 <入所および短期入所共通>
- 一点あたり 50 円（1日当・消費税別）
6. 日用品費・教養娯楽費 <入所および短期入所共通>
- 日用品費（トイレトペーパー・石鹸・シャンプーなど）1日当り 250 円
- 教養娯楽費（行事費、写真代など） 1日当り 200 円

7. 理美容代 <入所および短期入所・通所リハビリ共通>

実 費 (カット代 1,600 円程度 別途資料をご覧ください)

<短期入所>

1. 短期入所における各加算

- *介護職員等処遇改善加算として、1ヶ月の総単位数に乗じた単位(7.5%)が加算されます。
- *サービス提供体制強化加算(I)として1日あたり22単位が加算されます。
- *夜勤体制加算として1日あたり24単位加算されます。
- *認知症専門ケア加算として、1日あたり4単位加算されます。
- *認知症ケア加算として1日あたり76単位加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日あたり51単位加算されます。
- *個別リハビリテーション実施加算として1日あたり240単位加算されます。
- *口腔連携強化加算として1月あたり1回を限度に50単位加算されます。
- *療養食加算として1食あたり8単位加算されます。
- *若年性認知症受入加算として1日あたり120単位加算されます。
- *送迎加算として1回(片道)あたり184単位加算されます。
- *認知症行動・心理症状緊急対応加算として1日あたり(限度7日間)200単位加算されます。
- *緊急時治療管理として1月に3日を限度として1回あたり518単位加算されます。
- *緊急時特定治療として医療行為算定額の10%加算されます。
- *重度療養管理加算として1日あたり120単位加算されます。
- *緊急短期入所受入加算として1月に7日以内を原則として(やむを得ない事情がある場合には14日以内)1日あたり90単位加算されます。
- *生産性向上推進体制加算として100単位または10単位加算されます。
- *療養体制維持特別加算として1月あたり57単位または27単位加算されます。
- *総合医学管理加算として利用中10日を限度として1日あたり275単位加算されます。
- *重度療養管理加算として1日あたり120単位が加算されます。

<通 所> サービス延長料金 150円/30分

1. 介護職員等処遇改善加算として、1ヶ月の総単位数に乗じた単位(8.6%)が加算されます。
2. サービス提供体制強化加算(I)として1日あたり22単位が加算されます。
3. 入浴介助加算として1日あたり40単位または60単位加算されます。
4. 中重度者ケア体制加算として1日あたり20単位が加算されます。
5. 科学的介護推進体制加算として1月あたり40単位加算されます。
6. リハビリテーションマネジメント加算A、Bとして1月あたり下記の単位が加算されます。

A 開始日から6月以内	593単位	B 開始日から6月以内	863単位
開始日から6月超	273単位	開始日から6月超	543単位
7. 短期集中個別リハビリテーション実施加算として1回あたり下記の単位が加算されます。

退院・退所後、または認定日から3月以内	110単位
---------------------	-------
8. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Iとして1回あたり下記の単位が加算されます。

退院・退所日、または通所開始日から起算して3月以内	240単位(限度週2回)
---------------------------	--------------
9. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算IIとして1月あたり1920単位が加算されます。

10. リハビリテーション提供体制加算として利用時間に応じた単位が加算されます。
 所要時間 7 時間以上 28 単位 所要時間 6 時間以上 7 時間未満 24 単位
 所要時間 5 時間以上 6 時間未満 20 単位 所要時間 4 時間以上 5 時間未満 16 単位
 所要時間 3 時間以上 4 時間未満 12 単位
11. 口腔・栄養スクリーニング加算として 1 回あたり (限度 6 月に 1 回) 5 単位または 20 単位が加算されます。
12. 若年性認知症利用者受入加算として 1 日あたり 60 単位加算されます。
13. 栄養改善加算として 1 回あたり (限度月 2 回) 200 単位加算されます。
14. 栄養アセスメント加算として 1 ヶ月あたり 50 単位加算されます。
15. 移行支援加算として 1 日あたり 12 単位が加算されます。
16. 退院時共同指導加算として 1 回あたり 600 単位が加算されます。
17. 口腔機能向上加算として 1 回あたり (限度月 2 回) 160 単位加算されます。
18. 重度療養加算として 1 日あたり 100 単位加算されます。
19. 食費 (昼食) (通所および介護予防通所共通) 1 日あたり 550 円
20. 日用品費・教養娯楽費 <通所および介護予防通所>
 日用品費 (トイレトペーパー・石鹸・シャンプーなど) 1 日当り 100 円
 教養娯楽費 (行事費、写真代など) 1 日当り 50 円
21. オムツ S - M160 円 M170 円 L190 円 はくパンツ S160 円 M170 円 L180 円
 LL190 円 尿取りパット (レギュラー) 50 円 パッド (ながめ) 80 円 (消費税別)

<介護予防通所リハビリ>

1. 介護職員等处遇改善加算として、1 ヶ月の総単位数に乗じた単位 (8.6%) が加算されます。
 2. 栄養改善加算として 1 月あたり 200 単位加算されます。
 3. 口腔機能向上加算として 1 回あたり (限度月 2 回) 160 単位加算されます。
 4. 科学的介護推進体制加算として 1 月あたり 40 単位加算されます。
 5. 口腔・栄養スクリーニング加算として 1 回あたり (限度 6 月に 1 回) 5 単位が加算されます。
 6. 栄養アセスメント加算として 1 月あたり 50 単位加算されます。
 7. 一体的サービス提供加算として 1 月あたり 480 単位が加算されます。
 8. サービス提供体制強化加算 (I) として 1 月あたり、
 要支援 1 88 単位、要支援 2 176 単位加算されます。
 9. 若年性認知症利用者受入加算として 1 月あたり 240 単位が加算されます。
 10. 生活行為向上リハビリテーション実施加算として 1 月あたり 562 単位加算されます。
 11. 退院時共同指導加算として 1 回あたり 600 単位が加算されます。
- ※ 通所 19・20・21 項目は介護予防通所リハビリ共通

<支払方法>

利用料は直接事務窓口にて現金でお支払い頂くか銀行振込・口座引き去りのいずれかの方法でお支払い下さい。利用月の翌月 15 日以降に請求書・明細書を交付し末日までに支払うものとします。(尚、ご請求は、月一回となります)

介護老人保健施設のサービス提供および利用者負担同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設 旭ヶ丘

管理者 仲本 宗健 殿

介護老人保健施設のサービス(入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーションおよび介護予防サービス)を利用するにあたり、介護老人保健施設旭ヶ丘の各利用契約書に基づき重要事項に関する説明・利用者負担に関して、支援相談員から説明を受けその内容を十分に理解した上で同意致します。

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 扶養者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

< 連帯保証人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()